

転入・転出などの異動手続きのため

窓口を開設します！

3月下旬から4月初めにかけて転入・転出などの異動手続きにより、窓口が大変混雑します。市では混雑緩和のため、3月末の土・日曜日および4月1日の平日窓口延長時に、転入や転出などに関する届け出や関連する手続きを行うための窓口を開設します。

◆窓口開設日時

▼土日開庁

3月30日(土)・31日(日)
午前8時30分～午後5時

▼平日窓口延長

4月1日(月)
午後5時15分～6時

◆利用できる窓口と業務

▼市民課 ☎6755

○住民異動届(転入・転出・転居)の受け付け

※住民基本台帳カードによる転入および作成は、関係機関への確認ができないため、お取り扱いません。

○各種証明書の交付(住民票の写し、戸籍全部・個人証明書)

○印鑑登録、印鑑登録証明書の交付

▼税務課 ☎6765

○所得証明書・納税証明書の交付

○原付バイクなどの標識交付・返納の受け付け

▼国保年金課 ☎6750

○国民健康保険、後期高齢者医療制度および国民年金の資格に関する手続き

▼福祉課児童家庭係 ☎6717

○児童手当の手続き
○児童扶養手当の手続き

○子ども医療給付の手続き
○ひとり親家庭等医療給付の手続き

※お取り扱いできない業務が一部あります。詳しくは各窓口へお問い合わせください。

※手続きによっては、後日あらためて市役所までおいでいただくことがあります。

※手続きの際、本人確認が必要な場合がありますので、運転免許証など本人確認書類をお持ちください。



60歳未満で会社などを退職されるかたは

国民年金の

加入手続きが必要です

60歳未満で会社などを退職されるかたや、そのかたに扶養されている配偶者は、国民年金の加入手続きが必要です。また、保険証を任意継続されたかたも国民年金への切り替えが必要です。

☎国保年金課 ☎6753

■会社などを退職すると：

会社などを退職すると本人(第2号被保険者)と配偶者(第3号被保険者)は国民年金の加入手続きをすることで、第1号被保険者となります。

※手続きに必要なもの▼印鑑▼年金手帳▼資格喪失証明書など

■保険料を未納にしていると：

国民年金に未加入、または加入していても未納の場合は、老後に受け取る年金を受けられなくなったり、減額されたり、万一のときの障害年金や遺族年金を受けられなくなる可能性があります。

また、すぐに厚生年金に加入する予定があるかたでも空白期間が1日でもあれば、国民年金への加入手続きが必要です。

■納付方法はいろいろあります

国民年金保険料は、日本年金機構から郵送される納付案内書により、各金融機関やコンビニエンスストアで納付することができます。

※口座振替やクレジットカードでも納付できます。(通帳や銀行届出印をお持ちください)

※前納払いにすると保険料の割り引きがあります。

■納付に困ったときは：

保険料の納付に困ったときは、免除制度に該当する場合がありますので、雇用保険受給資格者証や離職票を持参の上、早めにご相談ください。

※免除が認められると、年金を受給するための資格期間に反映され、老後に受け取る年金額にも計算されます。